

# 厚真町立上厚真小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年 いじめ防止対策推進法 第二条いじめの定義より）

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしい事、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

※「けんか」を背景にした事案は、児童生徒の被害性に着目して対処する。

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の7つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、全ての大人が連携し、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥ いじめ防止のための達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。
- ⑦ 「いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組」を、入学時、年度初めに、児童、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 いじめの未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

#### (1) 児童が主体的に学ぶ授業づくり

児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

- ・基礎的・基本的事項の習得
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体化させた授業づくり

#### (2) 学級集団づくり

児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるように学級づくりに努める。

- ・話合活動
- ・学級会活動の充実
- ・居場所づくり

#### (3) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

他者や社会、自然との直接的な関わりの中、自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気付き、発見し、体得する。

- ・豊かな体験活動の設定
- ・生活科や総合的な学習の時間などにおいて、9年間を見通した体系的・計画的な実施

#### (4) 道徳教育の推進・人権学習

道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。また、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

- ・「いじめ」の本質や構造の理解
- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習

#### (5) 児童会活動の充実

児童の自発的な活動を支える委員会活動を実施することで、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む。

- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動の充実

#### (6) 縦割り班活動の実施

縦割り班活動の中で、協力したり、協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

- ・なかよし班掃除の実施

#### (7) 発達障害や性同一性障害、性自認に配慮が必要な児童に適切な支援を行う等、多様性への対応を図る。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談やアンケートを行い、迅速に対応していく。

早期解決の基本は、全教職員が一致団結して問題の解決にあたることである。そのためには、いじめ問題に取り組むための校内組織を確立し、早期解決に努める。また、家庭や地域、関係機関とも連携し、決して学校内だけで問題解決をするようなことはしないようする。

## (1) 早期発見に向けて

### ①朝・帰りの会や授業などの観察

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室等での様子

### ②アンケート・個人面談の実施

アンケート後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努め、教職員と児童の信頼関係を形成する。

- ・いじめアンケートの実施（6月・10月）
- ・教育相談週間の実施（9月）

## (2) 相談ができる環境づくり

①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

②いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。

③いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

④いじめに関する相談を受けた教職員は、直ちに管理職に報告するとともに、職員朝会等を通して校内で情報を共有するようにする。

## (3) 早期解決に向けて

①教職員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。

②事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

③いじめをしている児童に対しては、「いじめを絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめる 것을やめさせる。

④いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているか、気付かせるような指導を行う。

⑤いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

⑥事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携し合っていくことを伝えていく。

⑦学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題相談窓口の利用も検討する。

## 4 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 学校内の組織

#### ①校内生徒指導委員会

全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

#### ②いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、指導部長、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、その他校長が必要と認める専門的な知識を有する者を参加させて「いじめ防止対策委員会」を設置し、児童を徹底的に守り通し、解決するまでの相談・通報の窓口であることを示す。校長は必要に応じて委員会を開催する。「いじめ防

止対策委員会」は、いじめ解消に至るまでの支援継続のため、対処プランを策定し、確実に実行する。

## (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

### ①緊急いじめ防止対策委員会

緊急ないじめ、生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに状況によっては「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、外部の者を加え、公平性や中立性を確保した調査を行う。参加メンバーは以下の通りである。

【学校側】校長、教頭、指導部長、該当学年担任、PTA会長

【関係機関】苦小牧警察署上厚真駐在所、主任児童委員、上厚真自治会会长  
厚真町教育委員会教育アドバイザー

### ②厚真町いじめ問題防止等対策委員会

いじめ防止等に関する関係機関及び団体の連携及びいじめ防止等の取組の一層の充実を図るために設置された組織である。

### ③厚真町いじめ防止等対策委員会

町の基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実行的に行うようにするため、教育委員会に青少年健全育成等に知見を有する者、学校関係者、PTA関係者、いじめ防止等に関する知識を有する者で構成される組織である。

### ④厚真町いじめ問題調査委員会

重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長が当該報告に係る重大事態への対処又は当該事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときに、町長の附属機関として設置して、調査の結果について適切に再調査をする組織である。

## 5 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときは、重大事案とし、当基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により対処を行う。

重大事態発生の対応
①事実関係の把握・情報の収集及び記録
②学校全体での事態の分析・判断
③教育委員会への報告
④調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童（生徒）の心情に留意】
⑤犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携
⑥継続的な支援・観察